

川崎市公告第71号

川崎都市計画特別緑地保全地区の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、此案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和8年1月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（水沢特別緑地保全地区ほか1地区）

2 都市計画を定める土地の区域

（1）水沢特別緑地保全地区

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

川崎市宮前区水沢2丁目地内

（2）五力田寺谷戸特別緑地保全地区

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

川崎市麻生区五力田地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階）
宮前区役所市政資料コーナー（川崎市宮前区宮前平2-20-5）

宮前区役所向丘出張所（川崎市宮前区平1—1—10）

麻生区役所2階情報コーナー（川崎市麻生区万福寺1—5—1）

川崎市立宮前図書館（川崎市宮前区宮前平2—20—4 宮前文化センター内）

川崎市立麻生図書館（川崎市麻生区万福寺1—5—2 麻生文化センター内）

※都市計画課、宮前区役所、向丘出張所、麻生区役所は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※宮前図書館、麻生図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土曜日・日曜日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

4 縦覧期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月2日（月）まで